

他人事だと思っていないませんか 消費生活トラブル

7月号
特集

振り込め詐欺、送りつけ商法、架空請求—これらの悪質商法による被害は、依然として後を絶ちません。また、このような消費生活トラブルに関し、誰にも相談しなかった人は被害者全体の半数以上にも上るとされています。

日頃から意識を高めるとともに、おかしいと感じたら身近な人や相談窓口へすぐ相談することが大切です。

今月号の特集は、消費生活にまつわるトラブル事例と相談窓口を紹介します。

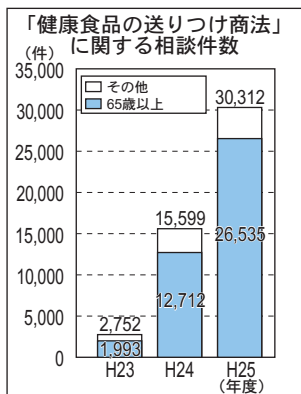
消費生活トラブルの事例と対応方法

詐欺的商法などの悪質な手口は、私たちの不安に巧妙に付け込んできます。よくある手口を知っておくことは、被害に遭わないために有効です。

○送りつけ商法

注文されていない商品を一方的に送りつけ、代金を支払わせる手口です。近年、健康に関心の高い、高齢者を狙った「健康食品の送りつけ商法」が急増しています。（左記グラフ・消費者庁調査）
断ったにもかかわらず強引に商品を送りつけられたという事例もみられます。

実際に注文した覚えのない商品は受け取る必要はありません。万一、商品を受け取ったり、代金を支払ったりした場合は、一人で悩まず消費生活相談をご利用ください。



特集

○架空請求・不当請求

実際には契約していない代金を請求されたり、インターネット上のサイトで契約が成立したかのような表示をして登録料を支払わせようとするものです。

身に覚えのない請求をされた場合、相手に連絡したり、お金を支払ったりする前に消費生活相談をご利用ください。請求書に記載されている連絡先に問い合わせをしたところ、業者に個人情報を知られてしまったという被害報告もあります。

○振り込め詐欺(オレオレ詐欺)

公的機関や金融機関、身内などになりすまして電話をかけ、お金を振り込ませる手口です。最近では、自宅に直接お金を取りに来る大胆な手口が増加しています。

あやしいなと思ったら、本人しか知らないことを尋ねるなど、本人であるかどうか確認してみましよう。また、このような電話を受けたときは慌てて一人で対応してはいけません。まずは、いったん電話を切って周りの人に相談し、事実かどうか直接本人に確かめることが必要です。不審に思ったら消費生活相談窓口

ぜひ相談を

消費者庁の調査によると、何らかの消費者トラブルを受けた人の五十四パーセントの人が誰にも相談しなかったとされています。

相談しなかった理由は、「相談しても仕方がないと思った」「自分にも責任があると思った」「どこに相談すればいいのか分からなかった」などとなっています。（左記グラフ・消費者庁調査）
しかし、実際には、相談することで被害を取り戻すことのできる場合もあります。

おかしいと感じたら、身近な人に相談したり、次のページの相談窓口をぜひ活用してください。

相談しなかった理由

